

ロシア連邦トゥーラ州及びブリャンスク州における高病原性鳥インフルエンザ
の清浄性認定に係るリスク評価の概要

1. 背景

- (1) ロシア連邦については、我が国の家畜伝染病予防法において家きん及び生鮮家きん肉等の輸入禁止地域と定められている。
- (2) WTO/SPS 協定及び OIE コードにおいては、疾病発生国であっても同国の一部地域を清浄地域とするゾーニングの適用を認めている。
- (3) このような中、2012 年 12 月にロシアから生鮮家きん肉の輸入解禁要請を受け、2018 年 12 月には同国トゥーラ州及びブリャンスク州からの生鮮家きん肉の輸入に関する高病原性鳥インフルエンザ（以下「HPAI」とする。）ゾーニングの適用について要請を受けた。
- (4) このため、ロシア連邦動植物衛生監督庁（以下、「FSVPS」とする。）から同国並びにトゥーラ州及びブリャンスク州における鳥インフルエンザ（以下、「AI」とする。）の防疫対策等について情報収集及び現地調査を実施し、当該 2 州から生鮮家きん肉の輸入を解禁した場合の我が国への HPAI の侵入リスクについて、定性的な評価を行った。

2. ロシアの HPAI 防疫対策等に関する情報

(1) ロシア並びにトゥーラ州及びブリャンスク州の地理的状況

ロシアは北アジアから東ヨーロッパまで広がる世界最大の国土面積（1,708 万 km²）を有し、北欧諸国、バルト諸国、東欧諸国、コーカサス諸国、中国、モンゴル、北朝鮮等と国境を接する連邦制国家であり、46 の州、9 の地方、2 つの連邦市、21 の共和国、1 の自治州、4 の自治管区の計 83 の連邦構成体（以下、「地方」とする。）からなる。

トゥーラ州はモスクワ州の南側に隣接し、面積は 25,700 km²。ブリャンスク州はモスクワから南西に約 350 km 離れた位置にあり、西側でベラルーシと接し、面積は 34,900 km²。

(2) 家畜衛生体制

a) 獣医当局

中央レベルでは、農業省の獣医局とその外局である FSVPS があり、前者は家畜の伝染性疾病、動物用医薬品等を含む家畜衛生に関する政策の立案等を、FSVPS は行政執行機関として、輸出入検疫を含む家畜衛生及び植物防疫の管理・監督を

実施している。FSVPS の本部及び地域事務所（ロシア全土に 59 箇所設置、職員数は計 3,521 名）が地方の実施する防疫措置を監視・監督している。

地方レベルでは、各地方の獣医部局が、当該地方における獣医政策を実施し、獣医官数は連邦全体で 55,478 名となっている。トゥーラ州の家畜衛生行政を担うのは、トゥーラ州獣医委員会とこれに属する 11 の州獣医組織であり、総職員数は 847 人である。ブリャンスク州では、同州獣医局が州内における家畜衛生行政を担い、総職員数は 584 人である。

ロシアにおける AI 診断体制としては、OIE 及び FAO の AI リファレンス研究所である全ロシア家畜衛生研究所（以下、「ARRIAH」とする。）がロシアにおけるリファレンス研究所にもなっている。ARRIAH は AI の確定診断後のウイルス遺伝子配列の決定等を行うとともに、国内の各診断施設に対し HPAI 等の外部精度管理を実施している。

ロシアでは、各地方や地域の診断施設において AI の確定診断が行われており、トゥーラ州では 2 施設、ブリャンスク州では 3 施設において実施されている。

b) 家畜衛生に関する主な法令

家畜衛生に関する基本的法令として「獣医法（1993 年第 4979 号）」が制定されており、家畜衛生における中央・地方政府の役割、獣医師の権限、農家の責任等について規定している。その他、AI の防疫に関する指令（AI 指令）、飼養衛生管理基準等に関する法令が定められ、AI の予防及びまん延のための法的根拠が整備されている。

また、国の定める AI 指令に基づき、各地方で、当該地方を管轄する FSVPS 地域事務所と協力の下、地方レベルの AI 防疫に関する規則が策定されており、トゥーラ州及びブリャンスク州においても、AI 防疫規則により、AI の発生予防及び発生時の対応が具体的に規定されている。

(3) 畜産の状況

a) 家きん飼養状況

ロシアにおいては、商用家きん農場、小規模家きん農場及び裏庭家きん農場の 3 種類に家きん農場が分けられ、商用家きん農場の家きんのみが輸出用を含む食鳥処理場への出荷が認められている。

ロシア全土においては 2019 年時点で合計 4 億 3,212 万羽の家きんが飼養されており、そのうちの約 9 割が商用の家きん農場において飼養されている。

トゥーラ州及びブリャンスク州の商用家きん農場においては、それぞれ約 700 万羽、1,500 万羽の家きんが飼養されており、そのうちそれぞれ 670 万羽（9 農場）、1420 万羽（4 農場）が商用農場によるものである。商用農場においては、州の AI 防疫計画に基づく農場の AI 防疫計画が州獣医当局に承認された上で定められている。また、同農場には州の獣医官が常駐し、常時監督している。

b) 家きん製品の生産概況

ロシアにおける家きん製品の生産概況については表1のとおりである。

また、ロシア全土における食鳥処理場数については表2のとおりである。

食鳥処理場は各地方の獣医当局の検査の上、営業の許可を受けている。さらに、食肉製品の輸出を希望する施設は、FSVPS から特別な許可を受け、3年ごとのFSVPSによる定期査察を受けなければならない。

表 1. 2018 年の家きん肉・卵の生産量

(肉：1,000 トン、卵：100 万個)

		商用農場	小規模農場	裏庭農場
トウーラ州	肉	76	0	4
	卵	375	0	93
ブリャンスク州	肉	214	0	3
	卵	223	0	244
ロシア全体	肉	4,250	52	328
	卵	35,971	465	8,150

表 2. ロシアにおける食鳥処理場数

	ロシア全体	トウーラ州	ブリャンスク州
食鳥処理場数	473	3	4
うち輸出用	75	1	2

c) 食鳥処理場における食鳥処理前後検査

農業省獣医局の規定する規則に基づき、食鳥処理場に到着した家きんに対しては、獣医師又は獣医補助者による臨床検査が実施されている。

食鳥処理後には、中抜きと体と内臓についてそれぞれ検査が実施され、異状のある部位が確認された場合は、さらに詳細な検査が実施される。

d) 生きた家きん、家きん肉の輸出入状況

2018 年の生きた家きん及び生鮮家きん肉の輸入量については表3のとおりである。

表 3. ロシアの家きん製品の輸出入量 (2018 年)

	生きた家きん (羽)	生鮮家きん肉 (トン)
輸入	9,405,995	221,717
輸出	12,282,838	183,834

(4) 輸出入検疫体制

a) 輸入検疫体制

輸出入検疫は、FSVPS 地域事務所の監督の下、各地方の獣医局が実施している。

家畜及び畜産物の輸入は 228 のエントリーポイントを介してのみ可能となっている。輸入された生きた家きんについては、輸入者の施設で FSVPS の定める条件の下、一定期間は引き続き検疫下に置かれ、畜産物についても、エントリーポイントで書類審査や現物検査等の輸入検疫が行われる。輸入が認められない畜産物は返送又は廃棄されることとなっている。

b) 生きた家きん及び家きん製品の輸入条件

生きた家きんの輸入に関しては、ユーラシア経済連合の規則に基づき、由来国・地域に対し、HPAI 及び低病原性鳥インフルエンザ（以下「LPAI」とする。また、HPAI と LPAI を併せて「NAI」とする。）の無病証明を求めている。生鮮家きん肉の場合、生きた家きん同様の NAI 無病証明の他、食鳥処理前後検査に合格していることなどが求められる。

d) 輸出検疫体制

輸出検査証明書は、FSVPS 地域事務所が発行主体となっており、FSVPS 地域事務所の獣医官が輸出先国の条件を満たしていることを確認の後に署名し、FSVPS の公印が押される。

(5) 家きんに関する国内防疫措置

a) ロシアにおける家きん疾病の発生状況

ロシアにおいては、2017 年には 31 件、2018 年には 82 件、2019 年（12 月 12 日まで）には 2 件の HPAI の発生が確認されている一方、LPAI については、少なくとも 2004 年以降、発生が確認されていない。ニューカッスル病については直近では 2019 年 1 月 24 日、西部のクラスノダール地方での発生が確認されている。

b) トゥーラ州及びブリャンスク州における家きん疾病の発生状況

トゥーラ州においては 2005 年 5 月、裏庭養鶏場において 1 件の HPAI（H5N1）の発生があった。ブリャンスク州においては、少なくとも、2004 年以降、NAI は野鳥も含めて確認されていない。

c) AI ワクチン接種状況

ロシアにおいては、野鳥の飛来経路や家きん飼養羽数等を考慮し、FSVPS の判断に基づき、裏庭家きん農場及び小規模家きん農場で飼養されている家きんに対して地方獣医当局により AI ワクチンの接種が実施されている。なお、裏庭家きん農場、小規模家きん農場の家きんを商用農場に出荷することは禁じられており、AI ワクチンが一般に流通することもない。ワクチン接種家きん群における NAI の循環は抗原検査（PCR）及び臨床検査により確認されている。なお、同国内の限られた地方において 2018 年は約 3,421 万羽にワクチンが接種された。

d) 各地方の AI ステータスの違いによる区分及び地方間の移動管理

ロシアでは法令に基づき、AI 発生の有無、AI ワクチン接種の有無によって、各地方の AI に関するステータスを 12 種類に区分している。また、法令により、ステータスの異なる地域間の移動について、家きん產品ごとに要件が規定されている。この移動は、電子システムにより移動許可証が発行されることにより管理されており、要件を満たさない移動等については、警察当局との連携による防止策が講じられているほか、違反者には罰金等が科される。

(6) AI 発生時の対応

a) 異常家きんの通報

AI 指令に基づき、家きんの突然死等の異状が確認された場合は、家きん飼養者は管理獣医師を通じ地方獣医当局の獣医官に報告し、異常家きんを隔離する義務がある。

b) 農場立入後の対応及び確定診断後の対応

農場で採取されたサンプルは、地方等の診断施設等において確定診断が行われる。確定診断により NAI もしくは H4、H6 又は H9 亜型の AI の発生が確認された場合、地方獣医当局は FSVPS や周辺の地方獣医当局等関連機関に AI が発生した旨を通知する。また、発生農場においては、農場内飼養家きんの殺処分・消毒等の措置が講じられる。

また、発生農場から半径 5 km の封じ込めエリア、封じ込めエリア外縁から 5 km 外側にサーベイランスエリアを設定する。封じ込めエリアにおいては、エリア内の飼養家きんに対するアクティブサーベイランス、幹線道路等におけるチェックポイントの設置等が行われ、サーベイランスエリアにおいては、エリア内のアクティブサーベイランス等が行われる。

c) 制限の解除

発生農場及び制限区域内における制限措置は、発生農場の全ての家きんの殺処分や洗浄消毒終了後、最低 21 日間継続される。地方獣医当局は、最終的な防疫措置の完了を確認し、州政府に対して制限措置解除の提案書簡を提出する。なお、当該措置の解除後も、原則 3 か月間は制限区域内における間種卵及び生きた家きんの輸出が禁止される。

d) 疫学関連農場における対応

発生が確認され次第、発生農場と関連のある農場が特定され、特定された疫学関連農場において、診断室検査によるウイルス循環の有無の確認や、必要に応じた生きた家きん及び家きん製品の移動制限が講じられる。

(7) パッシブサーベイランス

a) ロシア全土

前述のとおり、農場主は家きんの突然死等 AI を疑う兆候を確認した場合、農場を担当する獣医師に連絡をしなければならない。通報を促すための補償制度が設けられている一方で、通報を怠った結果、疾病の拡大を引き起こした場合は、罰金刑又は懲役刑が課される。2018 年は、パッシブサーベイランスの枠組みにおいて 3,806 サンプルが採取され、そのうち 160 サンプルが陽性であった。

b) トウーラ州及びブリャンスク州

トウーラ州及びブリャンスク州における 2016～2018 年のパッシブサーベイランスの結果については、2017 年にトウーラ州の裏庭あひる農場で 1 件の通報があり、ARRIAH の検査で H3 及び H9 亜型の AI が確認されたが、NAI は陰性であった。

ブリャンスク州においては、2016～2018年の間、パッシブサーベイランスの事例はなかった。

(8) アクティブサーベイランス

a) ロシア全土

ロシアでは、FSVPS が策定しているガイドラインに基づき、各地方のステータスに応じたサンプリングの考え方に基づいてアクティブサーベイランスが実施されている。2018 年は、トゥーラ州及びブリャンスク州を除いたロシア全体では、949,753 サンプルが採取され、検査の結果、413 サンプルが陽性となった。

b) トゥーラ州及びブリャンスク州

トゥーラ州及びブリャンスク州において、2018 年に裏庭農場も含めた家きん飼養農場から合計 2,319 サンプルを採材し、PCR 又は血清学的検査を実施した結果、全て陰性であった。

(9) 野鳥におけるサーベイランス

野鳥におけるサーベイランスについて、NAI 清浄州では、春、夏及び秋に実施され、NAI 非清浄州の場合は 3 ヶ月に 1 回の頻度で実施されており、渡り鳥の飛来経路等を考慮した場所において、専門家が採材をする。ロシア全土においては、2018 年に採材された 924 サンプルについて PCR 検査を実施した結果、NAI の陽性例は 0 であった。トゥーラ州及びブリャンスク州においては、2018 年に採材された合計 231 サンプルについて PCR 検査等を実施した結果、全て陰性であった。

(10) 総合評価

家畜衛生体制について、ロシア全体として、組織、法制度ともに十分に整備されており、トゥーラ州及びブリャンスク州においても、州政府と FSVPS 地域事務所の協力の下、HPAI の発生予防及びまん延防止のための体制が構築されている。

家きん産業の一般的状況として、家きんの農場は、規模別に分類されており、それぞれに対し、我が国の飼養衛生管理基準に相当するバイオセキュリティのルールが定められている。また、商用家きん農場においては、州の獣医師が常駐し、州獣医当局の適切な監督下であり、商用農場の家きんのみが輸出用食鳥処理場へ出荷可能である。輸出用食鳥処理場においては、州の獣医師により、食鳥検査が適切に行われている。

国境検疫措置については、OIE コードに基づき、適切に輸出入検疫が行われている。

国内防疫措置について、ロシアにおいては、NAI を含めた AI の発生状況によって、各地方等をステータス分けし、家きん製品の移動管理が適切に行われている。また、AI の早期摘発のため、十分なアクティブサーベイランスが行われている。さらに、早期通報体制についても法令等において具体的な規定がされており、口

シア全土並びにトゥーラ州及びブリャンスク州において、早期通報が実施できる体制となっている。

発生時の対応としては、発生農場の摘発淘汰を中心として、一定範囲の制限区域を設定する等、我が国同様の防疫措置が講じられている。

以上の点を考慮すると、トゥーラ州及びブリャンスク州の輸出用食鳥処理場で処理された商用農場由来の生鮮家きん肉の輸入を解禁した場合であっても、適切な輸入リスク管理措置を講じれば、トゥーラ州及びブリャンスク州から生鮮家きん肉を輸入することにより、我が国に NAI が侵入するリスクは極めて低いと考えられる。

(以上)